

## 千葉市立青葉病院診療科部科長会議設置要綱

### (目的)

第1条 千葉市立青葉病院における診療局の方針についての検討及び診療科間の調整を図るため、千葉市立青葉病院診療局部科長会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 会議は、診療局長及び各科統括部長(統括部長が不在の場合は科における責任医師を充てる)より構成する。

2 議長は、診療局長とし、副議長は議長が指名し、委員の承認により決定する。

### (会議)

第3条 会議は、3ヶ月ごとに開催する。ただし、議長が必要と認めるときはこれを変更し、または臨時に開催することができる。

2 議長に事故あるときは、副議長が議長の職務を代行する。

3 議長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

### (委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

改正 令和4年6月27日